

「(仮称) 舞岡墓園施設デザイン等検討および修正設計委託」受託候補者選定に係る実施要領

(趣旨)

第1条 「(仮称) 舞岡墓園施設デザイン等検討および修正設計委託」の受託候補者をプロポーザル方式により特定する場合の手続き等については、横浜市委託に関するプロポーザル実施取扱要綱（以下「取扱要綱」という。）に定めがあるもののほか、この実施要領に定めるものとする。

(実施の公表)

第2条 実施の公表にあたっては、実施要領、提案書作成要領、提案書評価基準及び業務説明資料により、次の各号に掲げる事項について明示するものとする。

- (1) 当該事業の概要・基本計画等
- (2) プロポーザルの手続き
- (3) プロポーザルの作成書式及び記載上の留意事項
- (4) 評価委員会及び評価に関する事項
- (5) その他必要と認める事項

(提案資格)

第3条 提案資格は、以下の条件をすべて満たすものとする。

- (1) 令和3・4年度横浜市一般競争入札有資格者名簿（設計・測量等関係）の営業種目「造園設計」「建設コンサルタント等の業務」のいずれにも登録し、かつ「建設コンサルタント等の業務」の細目「A（建設コンサルタント・都市計画・まちづくり）」を登録していること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当していない者。
- (3) 成年被後見人、被保佐人、被補助人及び未成年でない者。
- (4) 破産法（平成16年法律第75号）に基づき破産手続開始の申立てがなされた者及びその開始決定がされている者でないこと。
- (5) 銀行取引停止処分を受けていない者。
- (6) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立がなされている者（更正又は再生の手続開始の決定がなされている者で履行不能に陥るおそれがないと横浜市が認めたものを除く。）でないこと。
- (7) 参加意向申出書の提出期限から受託者の特定の日までの期間、横浜市一般競争入札参加停止及び指名停止等措置要綱の規定による停止措置を受けていないこと。

(提案書の内容)

第4条 提案書は、次の各号に掲げる事項について作成するものとし、様式などは、別に定める。

- (1) 業務実績
- (2) 当該業務の実施方針（コンセプト等）
- (3) 当該業務に関わる具体的な提案
- (4) ワーク・ライフ・バランスに関する取組み
- (5) その他当該業務に必要な事項

(評価)

第5条 プロポーザルを特定するための評価事項は、次に掲げる事項とする。

(1) 業務実績

本業務に活かすことのできる過去の業務実績があるか（過去10年間）

(2) 当該業務の実施方針（コンセプト等）

(3) 市営墓地にふさわしいデザイン性

(4) メンテナンスフリー性

(5) ワーク・ライフ・バランスに関する取組み

企業として、ワーク・ライフ・バランスに関する取組みが行われているか

2 プロポーザルの評価にあたって、提案者にヒアリングを行わないものとする。

3 提案書の内容を基に、当該業務に最も適した者を特定する。

4 特定、非特定に関わらず、各々の提案者の選定結果については、その提案者に通知する。

(プロポーザル評価委員会)

第6条 評価委員会は、次の各号に定める事項について、その業務を行う。

(1) 提案書の評価

(2) 提案の着眼点、評価項目及びそのウェイト並びに評価基準の確認

(3) 評価の集計及び報告

2 委員に委員長及び副委員長を置き、次のとおりとする。

委員長 健康福祉局総務部総務課長

副委員長 健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部環境施設課墓地整備計画担当課長

委員 健康福祉局総務部企画課長

健康福祉局感染症対策・健康安全室健康安全部環境施設課長

建築局公共建築部営繕企画課長

建築局公共建築部施設整備課長

都市整備局企画部都市デザイン室長

3 委員長に事故等があり欠けたときには、副委員長がその職務を代理する。

4 評価委員会は、委員の5分の4以上の出席がなければ開くことができない。

5 委員長は、評価結果を健康福祉局入札参加資格審査・指名業者選定委員会に報告するものとする。

(評価結果の審査)

第7条 選定委員会は、評価委員会から評価結果の報告があったときは、選定委員会において、次の事項について審査する。

(1) 評価委員の採点が適正に行われたこと。

(2) 評価委員会の審議及び採点の集計等が適正に行われたこと。

(3) 評価結果に関し、必須事項以外に公表する事項の選定

- (4) 特定、非特定通知書に記載する理由
- (5) その他必要な事項

附 則

この要領は、令和4年5月13日から施行する。